

指 定 書

株式会社高良GUT
代表取締役社長 首藤 憶良 様

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項及び第7条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり指定確認検査機関として指定する。

令和 5年10月20日

国土交通省
関東地方整備局長 藤巻 浩之



記

- 1 指 定 番 号 : 国土交通省関東地方整備局長 第21号
- 2 指定確認検査機関の名称 : 株式会社高良GUT
- 3 住 所 : 東京都千代田区神田三崎町三丁目2番15号
ORIENT BLD. No68 GUARANTEE21 6階
- 4 指 定 の 区 分 : 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号から第6号の2まで及び第9号から第14号の2までに掲げる区分
- 5 業 務 区 域 : 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県全域
- 6 確認検査の業務を行う事務所の所在地 : 東京都千代田区神田三崎町三丁目2番15号
ORIENT BLD. No68 GUARANTEE21 6階
- 7 指 定 の 有 効 期 間 : 指定をした日から5年間